

「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」に関する注記 / 三菱 UFJ 信託銀行（単体）

銀行法第 14 条の 2 に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（金融庁告示第 28 号）（平成 24 年（2012 年）3 月 30 日公布）附則第 3 条に定める経過措置により、2017 年 12 月 31 日（「計算日」といいます。）時点の適格旧 Tier1 資本調達手段及び適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち、その他 Tier1 資本に係る基礎項目及び Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入することができない額は、それぞれ以下のとおりです。

その他 Tier1	
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る基準額 (2013 年 3 月 31 日時点の適格旧 Tier1 資本調達手段の額) …①	1,000 億円
基準額に乗じることとされる計算日に適用される率 …②	50 %
計算日の適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額 (その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入可能な額) …(A) = ① × ②	500 億円
計算日の適格旧 Tier1 資本調達手段の額 …(B)	1,000 億円
うち、(三菱 UFJ 信託銀行が発行する優先株)	—
(特別目的会社が発行する優先出資証券)	1,000 億円
計算日の適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうち、その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入できないものの総額 …(B) - (A) (ただし、当該額が零を下回る場合にあっては零とする。)	499 億円

Tier2	
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る基準額 (2013 年 3 月 31 日時点の適格旧 Tier2 資本調達手段の額) …③	4,011 億円
基準額に乗じることとされる計算日に適用される率 …④	50%
計算日の適格旧 Tier2 資本調達額に係る算入上限額 (Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入可能な額) …(C) = ③ × ④	2,005 億円
計算日の適格旧 Tier2 資本調達手段の額 …(D)	1,920 億円
うち、(三菱 UFJ 信託銀行が発行する国内公募劣後債)	1,702 億円
(三菱 UFJ 信託銀行が発行する私募劣後債)	100 億円
(三菱 UFJ 信託銀行による劣後ローン借入)	117 億円
計算日の適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち、Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入できないものの総額 …(D) - (C) (ただし、当該額が零を下回る場合にあっては零とする。)	0 億円